
シンポジウム

名城大学・ハワイ大学 交流協定締結 10 周年記念シンポジウム

初学者に対する法学教育

—— 法曹養成と一般教養としての法律学 ——

はじめに

2006 年 12 月 16 日 (土) 午後 1 時から 4 時 45 分まで、名城大学天白キャンパスにおいて、名城大学法学部とハワイ大学ロースクールの交流協定締結 10 周年を記念してシンポジウムを開催した。

1996 年 12 月に、名城大学法学部の小高剛教授と、ハワイ大学ロースクールのデービッド・キャリーズ教授の尽力により交流協定が締結されてから 10 年が経過した。この間、両校では、相互に教員を派遣して集中講義を行うことを協定内容の柱として、日米両国の法学教育を交換し合うとともに、学術的な交流を進めてきた。

この 10 年間で、わが国の法学教育を取り巻く状況は激変した。その主たる変化がアメリカ型ロースクールの導入であることは周知の事実である。本シンポジウムは、こうした状況を踏まえ、法科大学院および法学部における教育のあり方を広く検討することを目的として開催された。シンポジウムでは、とりわけわが国の法科大学院における大きな課題のひとつである、いわゆる法学未修者に対する教育のあり方、そして法科大学院開設後の法学部における法学教育のあり方にスポットを当てて議論している。日米両国の現状と課題を照らし合わせつつ、各教育機関の役割、教育目標の重点の置き方など、広くわが国の法学教育のあり方を再考する契機としたい。

なお、シンポジウムに先立ち、ハワイ大学ロースクール研究科長のエイビアム・ソイファー教授 (Dean and Professor Aviam Soifer) が基調講演をされた。ソイファー教授の講演は英語で行われ、逐時通訳が併せて提供された。本稿は、本シンポジウムをコーディネートした伊川の責任の下、ソイファー教授の基調講演およびシンポジウムの内容を整理し、紙上に再現するものである。(文責 伊川 正樹)

【基調講演】

法の支配と法曹の役割

—— 変わるアメリカ法学教育の範囲 ——

Rules of Law, Roles of Lawyers:

The Changing Confines of American Legal Education

エイビラム・ソイファー

みなさん、こんにちは。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。10周年記念シンポジウムにお呼びいただきまして大変喜んでおります。本日お話しいただきました名城大学、兼松学長、法務研究科長篠田先生、コーディネーターの伊川先生、その他の先生方に対しまして、深く御礼申し上げます。

さて、本日私がお話しする内容としまして、タイトルを「法の支配と法曹の役割」としております。英語の方を見ていただきますと、「法の支配」が "rules of law" と複数形になっております。必ずしも法の支配が1つの形で行われているわけではなく多様であるということ、またその中で法曹の役割も多様であるということをお話したいと考えております。みなさまのお手元にありますレジユムを見ていただきますと、非常に難しい抽象的な内容になっておりますので、困惑されている方もいらっしゃるかもしれませんが、できるだけわかりやすいようにお話しして、少なくとも午後の全部の時間をこれに費やすようなことはしませんので、気を楽にしてお聞きいただきたいと思います。

私が本日お話しする内容ですが、一言で言いますと多元主義ということになります。この言葉を口にしますと、もしかするとみなさんは、私が権威を批判ないし否定しようとしているのではないかと思われるかもしれません。しかし、私のお話の趣旨は、権威、すなわち一元的な法の支配 (rule of law) に疑問を投げかけることであり、その重要性は認識しております。

一元的な法の支配というのは、例えば次のような点で非常に重要です。すなわち、規則性 (regularity)、予測可能性、さらに理論や思想の面においてやや複雑ですが、権力の外側にいる者が権力者に対して、圧力を気にせずに発言をすることができるということ、権力者に問題を提起することにより、マイノリティーを保護することなど。このようにして、一元的な法の支配は、われわれが法の支配を信頼することができ、将来を計画することが可能となり、そこから多くの原則を導き出すことができるわけです。しかし、他方、一元的な法の支配は多くの問題を抱えております。それを明らかにするために、法を精査し表現するための比喻を紹介したいと思います。法というものについて、医学の分野に関連して人間の身体に喩えてみましょう。身体が何かということについて、みなさん疑問はないと思いますが、その各部分について話を始めると非常に複雑になります。知人の薬学の教員がこのように言っていました。身体を理解するためには、全体としてとらえることも必要だが、パーツごとに理解することも重要であると。

言葉や法を語るときに文脈が重要である場合がしばしばあります。その説明のしかたの1つとしてアメリカでは多くの比喻が使われてきましたが、それがどのような形で使われているのかについてお話ししたいと思います。それから、アメリカの法学教育に関して、歴史的背景を踏まえてご説明したいと思います。アメリカの法学教育にはイギリスで行われているものもありますが、なかにはアメリカだけで行われている特殊な事例もあります。実務的なレベルのものや哲学的、抽象的な背景も含めてお話いたします。さらに、ハワイ大学のロースクールで行っているに教育内容についても触れたいと思います。ハワイ大学ロースクールで行われている法学教育というのは、アメリカの他のロースクールで行われているのと同じ方法や概念が用いられていますが、多少異なる側面もございます。

法曹というのは非常に言葉というものを重視しています。哲学者や宗教家と比べても、言葉の重要性というのは法曹の方がずっと重視していると言えると思います。英米で使われてきた法の支配に関する比喻というのは、法とは堅固な岩盤 (rock) であるというものです。しっかりとした土台があるという意味です。この一般的な考え方に対して、私の友人でもありますミルナー・ボール (Milner Ball) 教授は批判を投げかけました。彼の見方によれば、法というのはサンゴ礁というべきであ

ると。サンゴ礁というのは非常に硬いものであるのですが、生物であり形態をさまざまに変えていくことができるものです。そのような意味で、岩盤というよりはサンゴ礁といった方がよいだろうと言ったわけです。そして、変わり得るものであるわけですから変わりすぎてしまうという危険ももちろんあるわけです。

また、ハワイ大学にあるネイティブ・ハワイアン・ロー・センターの館長を務めている先生が、法というのは蛸であるとの比喻を使っていました。蛸は隠れることに長けていて、足が何本もある。非常に捕まえるのが難しいし、いざとなったら敵に墨を吐いて身を隠すこともできる。

われわれは法というものは理念をもつもの、あるいは理念を体言するものと考えています。その理念というの、単に言葉だけでなく、法を用いて社会を変えていくことができるという期待をもっているわけです。このような考え方で法を表現しているのがロバート・カバー（Robert Cover）教授でして、彼の考え方によれば、法というのは橋である。彼は、橋というのはわれわれの社会的な構造とみなすこともでき、これを使って人々が現在の状態からあるべき状態へと移っていくための存在であると言っています。

カバー教授は、裁判官がどのようなジレンマに苛まれているかということについても述べています。つまり、裁判官がある種の判断を下す際に、一方で倫理的な考えに基づいて判断を下したいと考えているものの、他方では、法はどのように言っているのか、法はわれわれに何を要求しているのかということを考えているということ。このように道徳的なジレンマに苛まれるのが裁判官という存在であると述べています。

カバー教授の著書に、伝統的な法に対するとらえ方について書かれた物語を集めたものがあります。非常に興味深いものですので、法学部の学生に限らず、広くみなさんに読んでいただきたい著書ですし、特に裁判官や弁護士の方々にとってインパクトのある内容だと思います。カバー教授はベトナム戦争に反対していたわけですが、戦時下の裁判官あるいは法曹人がベトナム戦争に対して明確な姿勢や道義的態度あるいは戦争の合法性について理念を通せなかったということについて批判を加え、南北戦争前の事例を用いて説明をしています。南北戦争前のアメリカには奴隷制があったわけですが、奴隷制に関して判決を下さなければならなかったある判

事の例を挙げています。この判事は、個人的には奴隷制に反対しており、受け入れ難いと考えていたのですが、他方で法の命ずるところがあったわけで、道義的なジレンマに苛まれながら苦しい選択をしなければならなかった。結局、この判事はこの奴隷を法を破った者として、奴隷制度が採られていた南部の州へ返すという苦しい判断をしたわけです。

カバー教授は、このような研究をベトナム戦争に反対する立場で行ったわけですが、この中で彼が理解したのは、当時のアメリカの裁判官たちは、裁判手続の過程で法が要求することというものを非常に厳しくとらえて、大きな葛藤に遭っていたということです。心理学の用語で言いますと、「認知的調和」ということになります。すなわち、自分の道義的な感性と、法の形式に従わなければならないというジレンマに苛まれる状態です。裁判官はこのように非常に厳しい選択を迫られているわけですが、カバー教授が言っているのは、このような状況に置かれた裁判官にありえた選択肢はどのようなものであったのかということを検討する必要があるのではないかということです。こうした選択肢というのは、ジレンマのくびきから解放してくれることまでは期待できないが、その可能性を探ってみる必要はあるのではないかと、4つの選択肢を挙げています。1つは、法の求めるところに追従するという姿勢です。2つ目に、阻止するという姿勢。法の求めるところが逃走奴隷を持ち主のもとへ返さなければならないというのであれば、それに反して阻止するという姿勢です。3つ目は、離職するという姿勢。この場合には、仮に自分が裁判官を離職したとしても別の裁判官がおそらく逃走奴隷を元の場所へ送り返してしまうだろうという理解が前提となっています。そして最後のものとして、ごまかしという姿勢です。すなわち、法律にはさまざまな解釈や操作の余地があるという見方です。これに関して、カバー教授が注目している判断として、パーモント州の下級審裁判所に、裸足で裁判をやっていたことから "bare foot"、「裸足の裁判官」と呼ばれた人物の判決が取り上げられています。逃走奴隷が問題となった事例に判断を下さなければならなかったときに、その裁判官が述べたことというのは次のようなものでした。確かに法律が求めるところに従って私は判決を下す必要がある。何よりも私は連邦憲法に従うことを宣誓して裁判官になったわけだから、法の求めるところに従ってきちんとした判決を下さなければならない。ただ、法の求めるとこ

るに従って判断するといっても、適正な手続と書式に則った上で話である。具体的にその裁判官が言ったのは、書類に神の署名があればその法律は私が守らなければならないものであり、その法律に従って逃走奴隷を元の州へ送り返しましょうということでした。神の署名などというものは実際にはありえないわけですから、この裁判官はこのようごまかしの手法を使って法律に従うことを拒否したのです。結局、この場合、逃走奴隷は送り返されませんでした。

これまでお話ししたことは、実際にアメリカにおける法学教育の歴史、あるいはハワイ大学ロースクールで行われている法学教育の内容にかかわることです。これについていくつかお話ししたいと思います。まず、法を学ぶ、教えるという過程において、われわれはどうしても考えすぎてしまうという傾向があり、想像力を働かせることを忘れてしまって、杓子定期的な形で研究していく可能性があるということです。私は、想像力というものが非常に重要だと思っています。想像力を働かせることで、われわれは実際に法律で何ができるか、法律に関しては何ができるかを考えることができるわけですから、想像力というものを生かすような教育をしていくことが重要だと考えています。先ほど述べたような想像力を働かせた判断にもかかわってくるわけです。

もう一つは、法あるいは規範、理念、価値観というのは、あるグループが生み出すものであるということです。グループが生み出す価値観、規範といったものが法律の背後にあり、そのようなものが実社会の中で使われているということがあります。アメリカでも、労働契約や企業の取締役会における規約など、法の適用・運用の現場ではさまざまな形でそれが行われているわけですが、この法の運用という側面は、われわれ英米法の国は、日本を含めた大陸法系の国よりもおそらく重要な側面として浮かび上がってくるのではないかと考えております。大陸法に関することはみなさんの方がよくご存知ですからこれ以上申し上げませんが、私が申し上げたいことは、規範とか価値観というのはあるグループが生み出すということです。主権国家内部でもそうでしょうし、それを越えたところでもそうでしょう。イスラム法やユダヤ法というのは、あるグループが生み出したものと言えるのです。

次に、アメリカにおける法学教育の歴史を簡単にひも解いていきたいと思います。アメリカにおいて法学教育が始められた時期というのは、ほとんどの場合、法律家

は徒弟制度によって育成されていました。その制度自体に非常に多くの問題があったと考えています。徒弟制度ですから非常に排他的で、誰かに紹介してもらわなければよい弁護士に出会うということは非常に難しかった。すなわち、富裕層だけに許されたものでした。弁護士が何も約束もなく、あなたのご子息を預りましょう、そして法律家にしてあげますというように話を進めていったわけです。ですから、この徒弟制度が濫用される可能性は大いにあったわけです。このような形で、アメリカ合衆国の基礎を築いた初期の指導者たちが法律の教育を受けていったわけです。

こうした徒弟制度に加えて、その頃、大学などの教育の場で法律の教育や講義がわずかながらではありますが行われていました。アメリカの大学における法学教育の最初の担い手として、コネティカット州リッチフィールドにあった大学が挙げられます。ここではカリキュラムは体系的なものではなく、教育を受けたいと思う者がやってきて1日勉強してその日のうちに帰っていく、といった非常に未成熟なものでした。しかしそこには、イーストコーストや南部から多くの学生が通っていたのです。初期の法学教育はこのような形で行われていました。しかし、本当に学生にきちんとした形の法学教育が行われていたかということについては疑問符が付きまします。ただ単に富裕な紳士層が集まる社交の場に過ぎなかったのではないかと思われまします。

それから当時、ヴァージニア州にも教育機関があり、この大学で法律学を教えていたジョージ・ウィス (George Wythe) という人物がいました。アメリカで法律学を教えた最初の教授として名が知られているのですが、彼の元で6週間だけ学んだ人物としてジョン・マーシャル (John Marshall) がおりました。ジョン・マーシャルは、のちに連邦最高裁判所の長官まで務めたアメリカ法曹界で非常に重要な人物で、当時の連邦憲法やアメリカの法システムに大きな変化ないし変革を与えた人物です。ジョージ・ウィスの元で学んでいた時期に、ジョン・マーシャルが記した日記が残っているのですが、そこには「ポリリー (Polly)」という女性の名前で埋め尽くされているのです。当時、ジョン・マーシャルはポリリーという若い女性と恋に落ちていたので、彼が大学でとったノートには「ポリリー、ポリリー」としか書いていなかったということです。

南北戦争終了直後、クリストファー・コロンプス・ランゲデル (Christopher Columbus Langdell) という人物が大きな先導役となって、いわゆるソクラティッ

ク・メソッドという問答教育法を法学教育に取り入れました。歴史上、彼がソクラテック・メソッドをアメリカにおける法学教育に導入した人物であると評価されています。ソクラテック・メソッドというのは科学的な方法論に則ったもので、過去の判例をひも解くことによって、そこから法律上の原則を導き出すことができるという考えに基づくものでした。当時は英国の判例を学び、法原則を学生に教えていました。このソクラテック・メソッドを用いて、ラングデルは大教室で多くの学生を前にして講義を行い、その結果、受講生の数が増え、法律学を教えることによってお金を儲けることができました。アメリカの大学のシステムにおいても画期的な方法となったわけです。そして、このような形でアメリカの法学教育の競争力が増していったのですが、その形は1871年の南北戦争後のアメリカから今日に至るまで用いられているシステムです。

非常に広く使われたラングデルのソクラテック・メソッドですが、この方法に異議を申し立てる者も出てきました。その有名な人物としてオリバー・ウェンデル・ホームズ・ジュニア（Justice Oliver Wendell Holmes Jr.）がいます。この人物は最終的に連邦最高裁の判事まで上り詰めたキャリアをもっていますが、ハーバード大学ロースクール修了後、法律を科学としてとらえるあり方、あるいは自然的正義（natural justice）などと原則論を重視する立場に異を唱えて、経験あるいは実社会で働いている力関係を重視する姿勢を打ち出しました。彼は、正義という言葉は誤解を生むものであり、正義を学ぶためには人生の中で日々の現実と接して学ばなければならないという意見をもっていました。また、法律はロジックではなく、人生の中で経験を通じて学ぶものであると考えておりました。南北戦争で兵士として従軍した経験をもっていましたので、厳しい人生からいかに法律を学びとらなければならないかというのが彼の考えであったわけです。

彼が最高裁で判事を務めていたとき、ルイ・ブランドイス（Justice Louis D. Brandeis）という人物が判事を務めていました。ブランドイスはホームズよりも先に判事になっていたのですが、この人物は、法律家そして判事というものは、状況を正確に分析し、その状況の下に判断を下さなければならないという理論を唱えました。判断を下す際に、判事はどちらかに偏った見解を採ってはならず、その事例が起こった状況を取り巻く事実を正確に集め、その事実を分析して判断を下さなけ

ればならないと考えていました。このような考え方を非科学的であると批判した見解が当時多く見られました。しかし、彼はその立場を変えず、事実に基づくことの重要性を記録したレポートを最高裁判所に提出しております。これがいわゆる「ブランドイス・ブリーフ（Brandeis brief）」と呼ばれる文書ですが、それを通じて彼は多くの若い法律家にリサーチの重要性を説いていきました。リサーチすることによってその事件の状況が見えてくる、そしてその事件を取り巻く社会的な問題が見えてくるということを訴えて、リサーチの重要性を訴えた人物でした。

アメリカにおける法学教育について段階を追って説明しているのですが、ここまでお話しした時代以降に起こったことについては、私が所属しているロースクールの説明をするときに敷衍するという形でご説明したいと思います。私が所属していますハワイ大学ロースクールでは、アメリカの法学教育の歴史の中でできあがっていたさまざまなシステムを具体的に用いて教育をしているわけですが、そのお話をする前に、いくつか重要なことを申し上げたいと思います。

1つ目に、ウィリアム・ファルクナー（William Faulkner）というアメリカの作家がありますが、彼が小説の中で述べている一文を引用することで、私が申し上げたいことがお分かりになると思います。「これが正しいと言われたことであっても、その正当性が未来永劫にわたって保証されることは決してない」というものです。アメリカというのは権力分立、連邦制によって築き上げられている社会です。このことが意味するのは、例えば最高裁のレベルで勝ち取った勝利であっても、他の社会的構成要素によって覆される可能性があるというのがアメリカ社会の特徴であるということです。アメリカには州政府があり、そして連邦には連邦議会があって、それとは別に裁判所と行政府がある。その三者の力関係によって、市民が一度勝ち取った勝利であってもそれが覆される可能性があるということです。

それからもう1つのアメリカ社会の特徴として、今、日本社会にとって現実のものとなりつつある制度であると思いますが、陪審制度があります。この制度は実はそれほど実際に使われているものではないのですが、私はアメリカ社会を説明するためにシンボリックな特徴をもつものであると考えております。つまり、選ばれた陪審員が一時的なコミュニティを形成し、そこから1つの社会的な規範ができあがるという意味で、とても重要だと考えています。一方的に陪審員が下した判決が

何のメスも入れられないままにそれが残ってしまう。民事の場合には賠償金額がそれによって決められるケースもありますし、刑事の場合には陪審員のイエス・ノーの判断が非常に重要になるわけです。そうした判断が陪審員という1つのブラック・ボックスの世界でつくられて、それがそのまま規範となってしまうわけです。陪審員が法律の素人として集まった際には、裁判官が法律とは一体どういうものなのかということを説明するわけですが、その説明された法律をそのとおりに解釈するか、それを適用するののかということはすべて陪審員の手には任されているというシステムなのです。

さて、私が所属しておりますハワイ大学ロースクールは、それほど規模としては大きくありませんが特徴的な活動を行っているロースクールとして評価を受けています。その活動についてご紹介いたします。これまでのお話の中で、アメリカにおける法学教育の歴史をひも解いて参りましたが、その段階で生成されたさまざまなシステムを私どものロースクールではすべて行ってあります。すなわち、徒弟制度を用いて教えていますし、さらに、卒業生の40%が裁判所でクラークとして活躍していることを利用して彼らの指導の下に行うエクスターンシップや、実際の法律の現場を学ばせるクリニカルなコースもあります。クリニックでは裁判官としての視点を身に付け、イエスかノーの判決の意味合いを理解させるといったこともやっています。また、在学中に60時間、ボランティアで法律サービスを提供することを義務付けるプロ・ボノ (pro bono) もございます。このような形でさまざまなシステムによって、ロースクールの学生が多くの教育の機会を得ているのですが、それは先ほど説明しましたアメリカの法学教育のさまざまなシステムを還元した包括的なシステムになっております。

セインという人物が、理論上は理論と実際の間には何の差もないことになっていると言っていました。しかし、実際の現場では、理論と実際には大きな違いがあることがわかります。こうしたことをわれわれはロースクールで日々伝えたいと考えています。ですから、先ほど申し上げましたクリニック、臨床教育が非常に重要であるわけです。原告、被告、双方の立場に立つ視点を育成することが、現場では強く求められます。その際にさまざまな法体系を学ぶことが必要になってきます。例えば、犯罪訴追法、高齢者法、移民法、ドメスティブティック・パイオレンス法、有罪

判決を受けた者がDNA鑑定などを用いて最終的に無罪を勝ち取るためのシステムである innocent project、環境法クリニック、ネイティブ・ハワイアン法クリニックなど。また、子どもたちが置かれている社会状況が危険になっていることから、家族に関する法体系を含めてさまざまな法の現場に踏み込む形での内容もあります。

ハワイ大学のロースクールというのは、全米の中でも、また世界の他の大学と比較しても民族的な多様性が高いことを自認しています。本学ではさまざまな形式で講義が展開されておりますが、1年生に対しては、契約法、刑法、民事訴訟法、財産法、不法行為法と、法律学を構成するさまざまな要素を基礎教育として講義しています。さらに、学生を小グループに分けて、より中身の濃い、そして現実に即した内容のリーガル・リサーチおよびリーガル・ライティングの講義を行います。この少人数のリサーチ・ベースのクラスでは、学生に非常に多くの宿題を課すことになっています。実際のローファームで行われる日常の業務をシュミレートする形で、学生たちが実務に対処できるように構成されています。

ハワイ大学ロースクールで行っているさまざまなプログラムの中から、私たちが特に誇りをもって提供しているプログラムについてご紹介したいと思います。1つはELPプログラムと呼ばれるものでして、Environmental Law Program、環境法プログラムでございます。このプログラムは非常に質が高いと評価されておりまして、全米法律家協会から毎年賞をいただいております。私どものロースクールの卒業生や在学学生は、全米各州から、また世界中から集まっているわけですが、こうした多種多様な人間が集まって環境上の諸問題に解決策を与えようということで始まったのがこのプログラムです。これは、環境問題を引き起こした犯人を裁くとか、誰かを糾弾するというのではなく、最終的にすべての者にとって望ましい状況を提供できるようなベストの解決策を考え出すプログラムです。

もう1つはLL. M. プログラムと呼ばれるもので、外国で法曹資格ないし法律学の学位をもった方々に門戸を開く1年間の修士課程のプログラムです。このおかげで伊川先生のような素晴らしい方にお越しいただくことができたわけです。今年度のLL. M. には世界11カ国からさまざまな方々に来ていただいております。具体的に国名を申し上げますと、カンボジア、中国、ナイジェリア、スーダン、パキスタン、ペルー、そして日本です。今後もみなさんのような専門家の方々に多く来て

いただきたいと考えております。ハワイ大学ロースクールは、世界のどの大学よりも早くグローバルな法学教育の重要性を築いたロースクールです。グローバルなロースクールを目指して、特にわれわれはアジア太平洋地域を重視しております。私どものロースクールでは、特定の内容を集中的に学んだことを証明する証書を発行するプログラムもあり、それをビジネスにつなげることができるようになっております。それと先ほど申し上げました環境法に関するプログラム。これが私どもが誇りをもって提供しているプログラムでございます。

法律の世界はさまざまな矛盾、パラドックスを抱えているということを申し上げてきました。私たちハワイ大学ロースクールというのは、全米で最も入学が難しい大学の1つと言われております。常にトップ20に数えられており、多くの方々の羨望的となっているわけですが、全入学者90人のうち12人を社会的弱者として恵まれない環境で教育を受けてきた方々に特別に提供しております。ハワイ州の裁判官や現在の州副知事がこのシステムを通じて社会に羽ばたいていかけています。このパラドックスに満ちた世界で、まずはパラドックスがあるということを認識すること、そして逃れられないパラドックスの中で私たちは解決策を見つけていかなければならないということをメッセージとして申し上げたいと思います。法律家、法曹に従事する人物は、さまざまな職務を果たすことが要求されます。その人格を根底に、さまざまな知識、能力が求められるわけです。具体的には、知識、技能、共感、義務感、あるいは知恵。こうした能力をもって全人格的な人間であることを求められるわけです。しかし、今申し上げた能力だけではなくて、ボストン・レッドソックスのファンであることも法曹に身をおく者として求められる素養であると申し上げてよろしいのではないのでしょうか（笑）。このたび日本の国宝ともいえる人物を迎え入れ調印に至ったわけです。そのことを説明したいと思ひまして、私の友人で優秀な野球選手である伊川先生にこのレッドソックスの帽子を私の気持ちを込めて贈りたいと思います。

最後にある人物の言葉を引用したいと思ひます。「われわれは新たな世界を迎え入れなければならない。そしてそのためには、法と、真の意味での友情が必要である。」われわれが今必要としているのは、共感、協力、あるいは国境を超えて理解する心であると思ひます。われわれが現在必要としているこのような協力や共感を

つくりあげるためには、名城大学のみなさま方とわれわれハワイ大学がこれまで行ってきたような素晴らしい交流活動が必要であることを私は確信しております。どうもありがとうございました。

【シンポジウム】

(司会)

佐藤 文彦 (法学部教授)

(コーディネーター)

山本 忠弘 (法学部長・教授)

(パネリスト)

Aviam Soifer (ハワイ大学ロースクール研究科長・教授)

網中 政機 (法学部教授)

木村 裕三 (法学部教授)

篠田 四郎 (法務研究科長・教授)

(閉会あいさつ)

小高 剛 (法学部教授)

肩書きは、いずれもシンポジウム当時のもの。

(司会) 佐藤 本日のパネルディスカッションを始めさせていただきます。このパネルディスカッションのコーディネーターは山本忠弘教授にお願いしております。山本先生は法学部長であると同時に法学研究科長でもあります。現在では弁護士登録もなされて実務の経験もおありですし、しかも法科大学院でも講義をご担当されておりまして、まさに法学部の教育全般に最高の責任を負っていらっしゃる方ということで、最適のコーディネーターであると存じます。この後のパネリストのご紹介は山本先生にお願いするというで進行をお願いいたします。

山本 それでは佐藤先生の方からコーディネーターということでご紹介いただきましたので、開始させていただきたいと思います。先ほどのソイファー先生の基調講演に続きまして、ただいまよりご案内にありますように「初学者に対する法学教育、法曹養成、一般教養としての法律学」というテーマでディスカッションを行っていただきたいと思います。

まずパネリストの紹介をさせていただきたいと思いますが、ソイファー先生につきましては先ほどご紹介いただきましたので、その他の先生をご紹介させていただきたいと思います。まずは網中政機先生でございます。法学部長、名城大学学長を

歴任されました。ご専攻は憲法でございまして、選挙法を特にご研究されております。法学部では1年生配当の憲法の講義をご担当いただいております。続きまして、木村裕三先生でございます。法学部長を務められて、現在、名城大学キャリアセンター長を務められております。ご専攻は刑法、少年法でございまして、法学部では2年生配当の刑法と3年生配当の刑事政策の授業をやっていただいております。それから、篠田四郎先生でございます。やはり法学部長を務められ、現在名城大学法務研究科の研究科長をされております。ご専攻は企業法、知的財産法でございまして、法科大学院で企業法、知的財産法をご担当されております。

それでは始めたいと思いますが、まず各先生から本日のテーマに沿って問題提起をしていただきたいと思います。網中先生からお願いいたします。

網中 こういう場に出るのは4年ぶり位で全く不慣れになりました。今回与えられた初学者に対する法学教育をどう考えていくかということで、法務研究科の新設に関わったというかなり古い経験を基に、3点程問題の指摘をしたいと思います。

1点目は法務研究科をわが国で導入する時に、できるだけ多様な方々に入学していただく、あるいは開放性ということでやられたわけです。ロースクールの1年目、2004年度ですが、ここではかなり上手く多様性と開放性が確保されていたのではないだろうかと考えております。そしてもう少し中身を詳細に見ますと、2004年度では、いわゆる法学部出身者と非法学部出身者との割合がちょうど半々くらいになっています。ところが、特に、気になっていたのはその未修コースに入った学生の中でも、法学部出身者がかなりいるわけです。中でも法学部の教育をこれまで受けてきて、なおかつ、法務研究科で3年間の未修コースを選んだ場合において、これを「半既修未修」という名前では呼ぶことができるかと思いますが、その学生たちに対する教育と、法学関連の勉強は法務研究科でやるといういわゆる「純粹未修者」に対する教育をどのようにわが国のロースクールで対応していくかという問題があるだろうと。これは今後もっと割合が変わってくるのではないかと。すなわち、法学部出身者から法務研究科へ行くという割合がかかって増えてくるのではないかと。いつか、次に2番目の問題である法学部のあり方をどのようにしたらいいのかということに関わってくるのだろうと。法的素養を備えた人材を多様な分野に送り出すという、今の法学部がとっている考え方、これは全国の大学の法学部はそういう

考えの下で従来の機能をもった組織とするかというのが1つだと思いますが、それに加えて、新たにできた法科大学院の教育課程の基礎部分を実施する機能をも併有する組織にするのか。もっとわかりやすくいえば、アメリカのようなリベラルアーツに法学部の教育の機能を変えていくのかといった問題があってこのあたりが大変問題があるだろうと。

そのことに加えて、2番目の問題に関連して、教員が学部と法科大学院と分かれているわけですが、そういった場合において、法学部の教員と法科大学院の教員をどのように授業という1つの教育的要素をもって融合的に連携して教育をしていくか。各大学をみていると、法学部と法科大学と教員側の連携というのが十分ではないのではないかと。そうすると、既修者でありながら「半既修未修者」という道を選びますと、学部4年、法科大学院3年の合計7年間という非常に長い期間を要求されるという問題があります。

それからもう1つ問題提起をしますと、法科大学院の教育のあり方。これは徹底して専門性の必要があるだろう。そういうこととの関係で法学部の教育をどうするかということを考えているのですが、特に、時間とともに変遷するビジネスローを目指す学生にどういう教育をしていくかというのが法科大学院の大きな役割であると思います。

結論としては、法学部ならびに法科大学院に関するキーワードを4つあげるとするならば、専門性、総合性、原理性、国際性ということになるだろう。多分、学部の役割としては、総合性、原理性、国際性をもった学生の育成である。それに対して、法科大学院の場合には、特に専門性、ビジネスローが重要になるだろう。そのような中で、法学部と法科大学院それぞれすみ分けをしながら協力し、その結果質の高い一貫教育をすることができるかという点が課題ではないかと考えています。

木村 それでは私のほうから簡単に3点でございますが、ご指摘をさせていただきたいと思います。この3つの点につきましては、伊川先生がコーディネートをなさった時にメモをいただきまして、そのメモに沿って私の考えを述べさせていただいたということになります。1つは学部の学生の教育についてどう思うかというような点がございました。それからもう1つは、法務研究科の学生についての教育をどう思うか。そして、3番目に学部も法務研究科もそうではありますが、志をもって入学

をしたにもかかわらず、結果的に十分な研究、あるいは学習の成果を挙げることなく逡巡しているといいますが、社会に参加できないという学生のみなさんに対してどう対応するかと。この3点について私の考えをご報告させていただきます。

まずロースクールの必修者と未修者に対する教育の共通点というものを考えてみますと、共に法律を学ぶ学生でございまして、その意味で基礎科目がございまして、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、こういった基礎科目の修得が重要であるということはいまでもございませぬ。この基礎科目を理解した上で、さらに進んだ発展的な科目の学習が可能になると思っております。社会人学生も基本的には基礎科目を徹底してマスターすべきであることは、他の学生と何等変わりはないと考えております。

2番目でございますが、こうした徹底した基礎科目の修得をした上での発展的な科目の履修の必要性というのは、今申しましたようにロースクールであろうが学部の学生であろうが、基本的に変わらないわけでございますが、そこで考えなければならぬのは、例えば私はロースクールで1時間、刑事政策という科目を担当させていただいておりまして、そこで学生のみなさんと講義を通じて感ずることは、非常に法的な柔軟な思考が十分にまだ訓練されていないのではないかとというようなことです。例えば刑事政策ですので、犯罪をなくすにはどうしたらいいか、という場合には非常に真面目にお考えになるわけですが、1番簡単なことは何かということ、法律を全部無くせば犯罪はなくなる。ですから、みなさん首を傾げてらっしゃる方もおられますけども、そういうところから考えて、自分で柔軟に対応していく、そういう能力を身に付けていただきたいと思っております。さらに将来、法曹ではなくパラリーガルあるいは非法律関係の職業を希望する方々も法学部の学生として入ってくるわけですが、そういう方々には社会的な常識それから判断力というものを養うためにこれも十分な洞察力、社会の見る目、そういうものの涵養が求められるのではないかと思います。低学年の段階からそういう心がけをもちながら、自分の将来を視野に入れたキャリア教育、何になるのか？というような積極的な大学教育への参加が期待されていると思っております。

それから少数の学生のみなさんになるだろうと思っておりますが、研究者を志望するみなさんに対しては3、4年生の頃からアドバンスト・リーガル・スタディ、極めて

進歩的なあるいは上級の法律教育、法学教育を視野に入れたスーパーバイザー制度。スーパーバイザーの指導の下で将来の学者としての学習方法と精神を学ぶべきであろうと思います。

最後の点でございますが、法学部の学生のみなさんにも今わが国で流行しております再チャレンジの場というものを提供すべきであろうと思います。それは大学のオープン化と考えていただいても良いと思います。つまり多様な志をもった、年齢で申しますと30歳くらいまでの青年達に再チャレンジの場を用意すべきです。例えば本学のエクステンションセンターの対応によってもそれは可能だと思いますし、そこでは社会に一旦出たけども、上手く社会参加ができていないもの、あるいはネガティブなユース・カルチャーというようなものをモラトリアムとして持っている者。そしてさらに日本の現代社会に何らかの懐疑心をもつ者等、そういった人々を巻き込みながら、そういう学生のみなさんを然るべき自立した社会、どんな社会状況においても柔軟にわれわれは世界の中で尊敬される日本の若者として対応できる力をもった粘り強い、そして洞察力のある反抗的な考え方をもちた開拓者として大学から巣立って行ってほしいと思っております。

篠田 篠田でございます。法務研究科、ロースクールで研究科長をしています。ただいまお二人の方々から学部教育とロースクールの教育との関連についていろいろな希望であるとか、予想であるとかいうことを伺いました。私はちょっと視点を変えます。

第1に、法務研究科の講義というのがおそらく学部や高等学校で得たような講義と全く違うということがあります。今日は土曜日ですが、法務研究科の学生さんが来てるんです。土曜日も来る。日曜日も来る。泊り込みをする者もいる。帰らないんです。今日弁護士さんたちの講義があるものですから、訴状の書き方であるとか勉強をやっている。どうということなのかというと、講義方法が、先ほどハワイ大学の研究科長からソクラティック・メソッドという方法が紹介されました。現在でも使われている問答方式ですね。この問答方式をやりながら講義を展開するということが必要なのですが、なかなかこれも改善に改善を重ねていかないと進みません。というのは、あまりこの問答ばかりやっていると前に進まないのですね。

日本の場合、米国・ハワイとは基本的に違うことがあります。わが国は法典をもっ

ているんです。憲法典、商法典、民法典。書かれた法律があるんですね。ケースローを中心にしたソクラティック・メソッドを、こういった法典をベースにしたその解釈をしながらこんなふうに理解するんだよというようなものを含めて、ソクラティック・メソッドを展開するには独特の工夫が必要です。講義方法の改善ということにつきましては、私どもロースクールにおきましては、いつも学生の意見を細かく聞きます。その意見を聞きながらその要望にどこまで応えられるか。しかも、私たちが求めているのは、司法試験の先ですから、かなり専門的で実践的で、しかも学説もありますので、かなり深く突き詰めて講義をしなければならないわけです。しかも、社会人の方、法学部出身以外の方もかなり多いわけですね。本学のロースクールは50%弱が社会人です。彼らは理系出身の人、例えば物理をやっていた。そして、それから暗号なんかの開発をやっていた。あるいはお医者さん、歯医者さんだ、というようないろいろなバックグラウンドの人がいるわけですし、中には会社の法務部、それから知的財産を専門にやっている人。こういう人たちがロースクールに来ている。こういった人たちに全部を叩き込まなければいけません。その場合に講義方法が非常に重要になってくるわけで、毎年あるいは半年に1回ずつ検討している、改善している。

その関係で、学部から来ていただく新任の教員が、学生の質問攻めにあって答えられないということがあるのです。なぜかというと、彼らは今抱えている問題の実践的な課題についてどのように論理的に説明できるか。そして、民事であれば原告と被告、刑事であれば相手は検察官、裁判官、これからは裁判員制度ですが、裁判員にわかるように非常に易しい言葉できちっと説明をする能力を身に付ける必要があります。しかも最先端の学説と判例は十分理解していなければ教師として務まらない。学部のような感じでやりますと途端に袋叩きにされます。立ち行かなくなるんですね。ですから、新任の教授については講義方法のレクチャーをするために実践的な講義をしている中で勉強してもらってそれを実行してもらおう。こういったことが知識の習得とか、レベルの高い理解とかいうこともやっていくわけですから、法律家というのは先ほどの基調講演の中にもありましたが、要は表現なんですね。表現できなければダメです。目で合図をする。そんなものは通用しません。そうすると表現の能力ですね。ゼスチャーも入るかもしれません。

これから裁判員制度が始まりますと、うつむいて書類を読んでいくのでは全然ダメです。相手にアピールできなければいけません。しかも裁判官も含めて共感を得なければいけません。例えば刑事事件などみますと、裁判官は非常に単純です。刑期の差があるから。民事と違いまして、民事の場合はポーカーフフェイスが多いですけど、刑事の場合は反撃すると身を乗り出してくるんですよ。それでどっちが勝つかわかってしまう。さまざまな状況の証拠があって、大事なものは何なのかという見極めをおそらく検察官と同じぐらいのレベルに高めていかないと弁護士は務まらない。民事も同じです。というように文章能力と口頭での表現能力を身に付けなければいけません。これは訓練です。ロースクールの授業では、黙っているとどんどん減点します。何かしゃべらないといけないのです。その中に自分の知らない学説があったり、論点があっても何とかこじつけて結論を出す。そして苦しみながら大体訓練ができていく。

さらに、残念ながらアメリカと日本で大きな違いがもう1つあります。国家試験です。この国家試験のレベルは非常に高いです。でも中を見ると、基本的な知識をしっかりやって、それをきちっと応用できるというような訓練がしてあると、あの難解な司法試験の問題が解けるんです。未修者の人が2単位ずつの半年間、かなりの基礎知識を徹底的に叩き込まれて実際に使ってみる。初めて法律をやる未修者が、知的財産の問題とか会社法などの法律の基本問題を解くことができるんですね。あとはこれを書かなければいけないのですが、それを全然相手に訴えられない。きちっと論理的に詰めていくような書き方も訓練です。これが大きいことです。ですから、われわれが学部教育に期待するのは、全科目に渡って基礎知識をきちっと身に付けてほしい。そうであれば法律を初めてやるような未修者の人たちに比べると法学部出身の人は有利です。だからといってその有利性はいつまでも続きません。というのは、未修者の人はそれだけ社会人だけあって集中力が高いんですね。ですから、2年生くらいになるとレベルが一緒になります。その半年後には逆転します。それは、今までの財産でそのまま続けていこうとする法学部出身の学生の弱みが出るんですね。3年生の修了試験では逆転してくるんです。

今年、司法試験には2人受かりました。彼らは皆、働きながらやっています。時間はないですよ。でも、非常に集中力が高くて時間の管理が優れていて、ずば抜け

ている。こういう人が最後に栄冠を取る。私たちは司法試験の先のことを期待しているわけで、ロースクール出たからといって、法曹というのは弁護士、検察官、裁判官ですが、いろいろと道がある。この3つの法曹になる必要は全くない。弁護士になりたければなってもいいのですが、例えば今、トヨタをはじめとしているいろいろな企業グループに行っています。社長や会社の上役が言うことはこうなんですよ。外国で契約を結ぶ。外国でマーケットの調査をする。こういう国際的なビジネスを展開していく上で、外国の企業の窓口となっているのは、日本でいう向こうの法務部の社員ですよ。その資格は何かというと弁護士なんです。日本もそうやらないと対等に交渉できないんですよ。だから早くそういう人を育ててほしいといっているわけです。

私たちはこれからロースクールが落ち着いていったら、ロースクールを修了して司法試験を受かった人をどんどん外国へ出したいと思う。あるいは名城大学の博士課程に進めたいと思う。彼らがきつとわれわれの後の先生になってくれる。そんなことを考えていくとロースクールの先というのは、非常にマーケットの広いところであると考えます。法律学の何だか面倒なところとは違うと思っていただけるとありがたいと思います。

山本 ありがとうございます。それでは議論の進め方としまして、今お話にございました、ロースクール、学部教育、研究者の養成ということで、法学部・法学研究科・法科大学院に課せられたそれぞれ3つの役割についてご指摘があったかと思えます。それぞれを集中的にご議論いただきたいと思えます。1つ目はロースクールの教育について。2つ目は法学部教育について。3つ目は研究者養成ということで、テーマをある程度区切って議論をしていただきたいと思っております。まずロースクールの教育についてですが、先ほど、篠田先生のお話の後半にすでにお答えがあったかと思いますが、法科大学院での未修者学生と既修者学生の印象、あるいはそれぞれの学生どのような対応を取っていくかを含めて、篠田先生の方から一言いただきたいと思えます。

篠田 名城大学のロースクールでは、未修者、既修者を講義や演習の段階では分けません。というのは、初歩から徹底的にやり直すからです。そのやり直すときに素材が違います。1番新しい判例とか1番新しい学説とか、素材は生のものを使いま

すから、それを読む力があれば誰でもできる。さらに法律の中にはいろいろ基本的な専門用語が入ります。その説明はきちっとする。未修者、既修者は、最初の段階では六法の使い方が全然違います。法学部出身の人は六法というものに慣れている。最近、法学部でも六法をもたない学生が増えていると思いますが、ロースクールの場合にはそんなことはありません。司法試験用の六法という分厚いものがありますが、次第に慣れてくる。慣れてきて次に大事なことは、未修であれ既修であれ学んだことはその場で覚える。講義の時間が終わるまでに覚える。わからないところは先生を帰さない。こういう指導をしていますので、ロースクールの先生は休み時間がありません。いつでも質問される。どこかで会って質問される。こういうようなことで、最初の半年間は未修者はちょっと分が悪い。しかし半年後、1年生の後半は大体同じようなんですね。そこで高い意識をもって時間の管理をしながら一度学んだものは忘れないというようなことをして、訓練をやっているような人は、2年生で入学試験の成績は全然関係ないですね。2年生になるとガラッと変わります。ましてや例の適正試験なんて全く関係ない。相関関係はありません。というわけで、あれは早くやめてもらいたい。あのプロジェクトは文部科学省の方から消してもらいたいと思っています。アメリカのシステムを導入したんですね。アメリカと日本のシステムでは違うんですね。既修と未修についてはそういう感じです。

山本 どうもありがとうございました。それでは、法科大学院に学生を送り出す法学部として、学生にどのような配慮をしているかということについて、網中先生、木村先生よろしくお願ひいたします。

網中 今、法務研究科長から大変明快なことを言われました。法学部から法科大学院に学生を送る側として、既修と未修は関係ない。多少入り口は既修者の方が良いけど、やがて未修者に逆転されると聞くと、法学部は今後どうあるべきかということいろいろ考えなければならぬ。先ほど私は、むしろ法学部と法務研究科をどういうふう結びつけて教育を一体化していくかと申し上げましたが、これはもともと法務研究科自体が個々の先生としてではなく教授団として教育するというところでやってきたんですね。篠田研究科長が言われるとおり、法務研究科が新しい先生が入ってきたときに、非常に縦、横、斜め、きちっとした教育に対する取り組みをやられている。これはやはり法学部との関係できちんとすみ分けていくともう少し

合理的かなと思います。

それから、法学部からロースクールに行く学生にとって4年間が無駄ではないかなと考えていたんですけども、ズバリ研究科長から既修と未修を分けないと言われましたのでね。なおかつ、適性試験など全く当てにならないということが3年間で実証されたとなると、かなり状況は変わっているのかなと思います。そこで、これからは法学部から法科大学院に送る学生の数が増えてくるだろうと私は考えていましたけども、その点でのすみ分けと連携、そして教授団としての連携が大事だと。

先ほど篠田先生が基礎的な教育をしてほしいということと言われましたが、基礎というのは具体的にどこまでなのか定義が難しい。それからさらに高度な分野、先ほど私はビジネスローという言葉を使って説明しましたが、先ほどの篠田先生のご説明であったように、企業が期待しているビジネスロー化できるものを養成してほしいということかと思うのですが、そういうものとすみ分けをしていくといったときに、ビジネスロイヤーといった専門性、あるいは独特の法の領域についての知識は、これはぜひ法務研究科でやっていただきたい。ただしその時に基礎がどこまでなのか、専門はどこまでなのかという問題がある。これやはりぜひ法学部とせっきくその上に同じ法人の下にある法務研究科とがすみ分けと同時に、教授団の一種の連携の上にやっていったらいいんじゃないかなと思います。

木村 それでは簡単に付け加えさせていただきますが、法学部の教育ですけども、私も学生のみなさんに対応しておりまして、基本的に感ずるのは、学部の時とは本を読むということがなかなかできていないと思います。じっくりと読み込む、また読んで理解するということがなかなか難しいと。これがまずできるようになるためにいろいろな対応策を取っているわけです。昔イギリスで勉強したことがあるのですが、アメリカでもイギリスでも法律を勉強することをスタディと呼ばないでリーディングと呼ぶんですね。ですから、判例を読むということがかの国では法律の勉強であるわけです。日本でも教科書とか判例とかそういうものに触れて基礎的に理解できるような力を付けるということですので、それはある意味で国語力でもあるし、あるいは日常の一般的常識でもあるだろうと思います。

これができた段階で3、4年生のゼミナールに入ってくるわけですが、私のゼミは1時間に1回、1つの題目を見つけまして、報告をさせています。ここ2、3年

ですが、東海地方の大学で違った状況が出てまいりまして、刑法のゼミだけでも、6、7大学、三重大学を含めまして、刑法のゼミに参加している学生で発表大会をやってみよう。こういう声がかかりまして、私の大学も参加するようになり、夏休み以降はそこでの発表のために自主的に勉強するようになりました。ある大学の先生が出した問題に対して、どのように対応をするかということ各大学の刑法のゼミに参加している人たちが勉強する。それこそ、先ほど篠田先生が言われましたように、徹夜で勉強する、負けたくない。そういうところに向学心や工夫する心が出てきますし、それからパワーポイントを使ってより効果的なプレゼンテーション作り。一体どういうふうにすべきかということ、彼らは学生として徹底的に勉強している。非常にいい結果が出てきているのではないかと思います。

こういう経験をされた学生のみなさんはおそらく法務研究科、ロースクールに行かれても、あるいは他の職場に行かれても、何が問題とされているかということ、鋭く把握され、対応策を身に付けていく、具体化していくことができるのではないかと考えております。そういう意味でもっと大学においては、興味がわく、競争して学ぶというようなことを前提とした教育が必要なのかなと感じております。

山本 どうもありがとうございました。アメリカにおける法学教育の現状につきましては、先ほどソイファー先生の基調講演にございましたが、その点についてお聞きしたいと思います。特に3点。先ほどの先生方のご意見についてでも結構ですし、また、ロースクールに入学する学生と学部時代の主専攻・副専攻はどのようなものが多いのか。学部で履修した各専攻について、ロースクール入学後にどのような特徴が見られるか。また修了後の進路に特徴が見られるか。司法試験の合格率とその後の就職先、ロースクール側の関与など、それらを含めてお願いしたいと思います。ソイファー先生方のお話を聞きまして、非常にアメリカの場合と似た点もたくさんあるなと思いましたが、先ほどの網中先生のお話の中だったと思いますが、専門性と国際性が非常に重要であるということにつきまして、われわれも同じように考えております。社会的な地位ということも学生が修得することは非常に重要だと考えておりますし、われわれが重視しているところです。そして、また先ほどお話が出ました司法試験に関しても、われわれの場合と非常に似ているのではないかと考えています。というのも、われわれ教える側としては、学生たちが司法

試験においてその知識を集中的に身に付けて、それを試されるということも重要だと考えているのですが、それ以上に法曹としての技術、それから姿勢、態度等を身に付けていく方がずっと重要だと考えています。

他にもまた非常に似通った点がありましたので指摘していきたいと思いますが、学生の中に未修者がいるということですね。これはわれわれも同様でありまして、アメリカの場合は学部で法律を教えるということはかなり少ないわけです。そうした中で法律を学んだことのない学生がロースクールに入ってから6ヶ月くらいは苦しむけれども、その後は急速に力を付けて既修者に追いつく。そして場合によっては追い越していくということ。それはわれわれの場合も同じような状況です。これは一見すれば言語の習得に似ているということもあるかと思います。非常に興味をもって、そして集中的な姿勢で新しい内容を身に付けていこうという姿勢が未修者には見られます。それが追いついていくことができるようになってきていると思います。

もう1つ最後に付け加えたいことですが、先ほど学部の学生のお話がありました。それから、"open university" という魅力的なお話がありました。これは非常に良いアイデアだと思いますし、やってみたいと思うのですが、ただ、われわれの場合には少し気をつける必要があるかなと思います。というのも、例えば、市議会に務めているような人にとっては、市議会とロースクールとが直接かかわりをもってほしくないと思う懸念があるからです。ただし現在、学部レベルで法と社会に関するプログラムを行っています。これはさまざまな分野にまたがり共通した内容に向けられたものです。複数の教員が受け持つクラスで、文学や社会学の知識をカバーしたもので、ロースクールの教員とともに試験の採点をして、一定の単位認定が行われます。例えば、クリニカル・エデュケーションが念頭におかれますが、われわれの社会には移民が抱えるさまざまな問題があります。もし移民法を取り上げるとしても、それにまつわる問題には多くのリサーチが絡む。例えば、送り込まれた国の状態に関するリサーチなどです。こうしたリサーチにより、学部生は法律の専門家になる必要はないのですが、大いに成長していくのです。

それから、先ほど読む能力のことをおっしゃっていました。これに関しても非常に重要だと考えておりますが、例えば法律と文学という形で多くの教育がアメリカ

多くの大学でなされているわけなのですが、ただ単にありふれた文学を題材として扱うのではなくて、偉大な書籍、文学を用いて、その学生たちのリーディングの能力を高めていく。簡単なものではなくて非常に高度な文学を読むとなると高いリーディングのスキルが必要となりますので、そのようなものを読ませることで、彼らはリーディング能力を身につけることができると思います。それが先ほどお話しした社会的な知識、常識等がどれほど必要かということに関わってくると思います。こうした授業というのは、例えば学部だけで行えば良いのか、あるいはロースクールだけで行えば良いということではないと思います。むしろ、ロースクールと学部の境界線にあるような内容にあるのかと思います。というのも、実際に学生たちを見ていると、リーディングの能力あるいは書く能力というのは非常に限られているんですね。あまり高くない。その面で彼らをサポートする上で、こうしたことをしていくのは重要ではないかと考えております。

山本 どうもありがとうございました。今、アメリカの現状をご説明いただきましたけども、篠田先生何かございましたらお話しただけないでしょうか。

篠田 質問というか共感をもてるなというところがいくつかありました。面白いと思ったのがロースクールでの pro bono、公共への奉仕というのは、多分日本のロースクールも余裕ができたときにやるのではないかなと思うんですね。というのは、法律家というのは、大変役には立ちますけれども、大変危険ですね。やはり変な法律家に聞いてもらいたくない。多分六法を隅々まで知っていて、隣人なんかに変な法律家がいると生きていけないと思います。社会人の場合は社会でもまれてきますから少ないのかなと思うのですが、われわれは、特にロースクールに入ってくる学生の人間性の問題も非常に目に付くんですね。

もう一つは、何のために私たちが苦勞してロースクールを立ち上げていくのか、卒業生を送り出していくのかということ、やはり社会で役立ってもらいたいからです。決して一人勝ちの金儲けをしてもらうために育てているわけではないわけです。今度司法試験に合格した1人は過疎へ行ってローファームを開きます。多分三重県ですが、弁護士があまりいないんですよ。三重県1県でなんと40人ぐらいしか活動していないんですね。ほとんどが都心にいるんですよ。彼はその過疎の地域で一生懸命やりたいと言っています。私、こんな素晴らしい男が側にいたかと感心してい

ます。これも1つのロイヤーの生き方です。何も国際的なビジネスだけをやるのがロイヤーでもない。もちろんロイヤーの人がやらなくてはいけないわけですが。

それと学部を求めるのは、先ほど少しご指摘がありましたが、教養ですね。せっかく総合大学なのに、理系のことを全く知らない。それから経営のことに全く興味がない。これでは総合大学の法学部で勉強する価値が半分ぐらい失っているんじゃないかと思います。多くの他学部の学生と付き合う機会を作ってほしいということと、それを法学教育の中に取り入れてほしいと思います。なぜ未修者が急に既修者よりもできるようになるかということ、先ほどソイファー先生が言われました、語学に似ているところが確かにあります。さらに私は工学に似ているところもあると思っています。工学の場合、素地をきちっと決めていかないと結果が出ません。この結果が出るというところが、文学の世界にはない。そして経済学にも基本的にはない。いろいろとテーゼを立ててつくるわけですが、現実はなかなかその通りにはいかない。電子工学も論理必然的に常に起きるわけではない。そうすると、経済や経営に関係する人が法律の勉強をすると面白くて仕方がないみたいです。実は私も経済出身で、答えが出る社会科学なんてあるのかと初めは思いました。その最たるものが短答式です。こんなもの社会科学でまさかあると思いませんでした。そしてこれができるのが法律だと。そういったことでいくと、多分アメリカの教育論の場合も、同じではないかなと思うわけですね。そういったある程度の結論が出るような、結論が出なかったら成り立たない。ルールがある。先ほどルール・オブ・ローについて出ましたが、これについてはいろいろと批判がある。でもバラバラになりつつも、おそらくまた1つのルール・オブ・ローへと進んでいくのが大きな歴史の流れじゃないかなと思います。

ソイファー 今最後におっしゃった一元的な法の支配、単数形のルールというのができあがるかどうか、それについては私ははっきりと申し上げることはできないのですが、これから私も考えていくべきことだと思います。そうした最終的な1つの法による支配、単数形のルールというものが、近い将来できあがるかについて私は懐疑的ではありますが、今後みなさま方とお話をしていきたい点です。

いくつか私から申し上げることがございます。私たちのロースクールは、バックグラウンドや民族的に多様な学生の集まりであるという点では非常に幸運であった

と考えています。このロースクールに入る前に専攻した学科が、芸術、歴史、音楽、化学、あるいはすでに医師や看護師として仕事をされていた方がロースクールに入ってくるというケースもございます。これは先ほど質問していただいておりましたが言いそびれてしまった点です。そうした多様性に富んだ学生を有しているために、われわれは非常に多様な構成で日々の活動に取り組んでおります。その結果、今お話しになっていた法律家に求められる、ボーダーを越えて話しあうという能力が自然に涵養されているのではないかと思います。

その中で私たちが現在ロースクールにおいて、学際的なプログラムをつくらうとさまざまな努力をしている具体例をいくつか申し上げたいと思います。まず、元々は医師でありロースクールに入ってきて法律を学んでいるという学生がリーダーになって、あるプロジェクトをつくってくれました。このプロジェクトではパートナーとして最も規模の大きい高校を選びました。この高校は非常に環境が悪く、多くの生徒が貧困に苦しんでいたり、あるいは移民であったり、ドメスティック・バイオレンスが家庭で起こっているような、そうした家のお子さんたちが多い学校です。この高校に私たちはチームを組んで、専門家を派遣いたしました。そのチームの構成員としては、ソーシャルワーカー、教育者、看護師、法律の専門家といった需要度の高い職種の方々がチームをつくって、大きな問題を抱えた高校で活動の役割をしたということがありました。

また、別のプロジェクトとしては、通常の場合において、専門家が事実を収集し、判断を下し、顧客に対応する際にどのような相違があるのかを調査するというものがあります。それから、ハワイというのは、ハワイ生まれの方々がずっとハワイでコミュニティをつくっていくという大きな特徴をもった社会なのですが、15年前に私の友人でもあるソーシャルワーカーの呼びかけにより、専門家の垣根を越えてアドバイスを受けることができるネットワークが構築されています。

網中 一言だけ。今、篠田先生とソイファー先生のお話を聞いて、基本的にはアメリカのロースクールは入口が多様だということですが、元々の趣旨がそういうことで、多様な入口からいろいろな人が入ってこられる。日本のロースクールはこれを確保し続けられるのかということが大変疑問ですね。むしろ今後通じていくうちに、次第にその多様性が小さくなっていくのではないかと心配しています。ただ、

お話を伺っていて、アメリカは学部で法学教育をしているところが少ないということですから、今後、多様な人、多様な出口をつくってやっていくのだろうと思います。

それに三重県の方に行かれるというお話を伺いました。今、法曹人口が増えたということですが、どこに増えたかというと都会に増えているだけで、先ほど言ったビジネス部門の分野には非常に法曹人口が増えているわけですが、実はこの多様性というのは出口の方でも期待をして、多様な出口で活躍していただく。特に医者と同じように過疎の弁護士の1人でもうちの卒業生であったというように。むしろ三重県の方に行っていただく方が、私は出口の多様性ということではないかと考えております。

山本 それでは、あと1点伺いたいのですが、日本では、教育の評価、研究の評価というのが盛んに言われていると思いますが、ロースクールの評価と基準、教育の評価、とりわけ教育の質との関係で、ソイファー先生と篠田先生にそれぞれお聞きしたいと思います。

ソイファー 今おっしゃった、例えばロースクールにおける教育の質を評価する基準は何かというようなことになると、非常に重大な質問になりますので、お答えするのに1週間かかってしまいます。あと1週間日本にいられるかということとできませんので、ここでは理想の基準探しというのはやめたいと思います。その代わりに現状を説明したいと思います。

現在アメリカの教育システム全般に渡ってある大きな圧力がかかっています。その背後にはわれわれが1つ大きな過ちを犯したということがあります。Under No Child Left Behind 法案、これは特に若い層の子供たちに一定の教育を与える、誰も落ちこぼれないようにするということを目標にした連邦の法案だったのですが、それが可決しました。その結果、全ての教育システムにおいて材料を与えられずにテストをされるような圧力のかけられた状態になってしまっております。この法律により、各州政府が例えばスタンダードはどこにおくべきかという細かい点でゲームを行うことに終始してしまって、非常に悪い結果が起きてきていると感じております。今やさまざまな形で教育を評価するプレッシャーがかかっており、学校の単位認定システムの評価が対象になっております。これは、高等教育つまり大学院

と、学部レベル全てに渡って大学の単位認定が評価の対象になるという現状になっているわけです。

現在のところ、ロースクールについてはそのプレッシャーから守られているというわけですが、それは、全米法律家協会による単位認定が行われているということが理由です。さらに司法試験がありますので、それによってある種の信用があるということで、その押し寄せる評価の波からは少し外れたところにあるのですが、しかし将来大きな脅威となるのではないかと考えております。それからもう一つ。私たちのロースクールで多様な学生を抱えているということに反対の声を上げている人たちがいるんです。この人たちのプレッシャーにより、全米法曹協会の単位認定に報告する際に、通常、準備期間として与えられる時間よりも短い時間で準備をしなければいけないという現状も起きてきています。これも含めてさまざまな脅威が押し寄せる評価の波で起こっているということを申し上げたいと思います。

篠田 私どもこれで3年目ですが、うんざりするほど評価は毎年受けています。文科省の役人が1人。最高裁の関係者が1人。それと学者教員が1人。そういうのが最初の理想的なやり方なのかと思います。しかし、いつまでもお国が、特に私ども私立大学ですから、私立大学を管理、指導するという考え方は明治の時代で終わったのではないかと考えていますが、今なお続いている。私たち大学の方も悪いかと思っています。自立するためにいろいろなことを考えなければならないと思いますが、来年の4月からは文科省ではなく第三者評価機構という機関から来ます。米国のアクエディティーションという、グループをつくって大学を互に評価しあう。同僚同士の評価というのですが、われわれが膨大なデータを作成し、準備し、何年かに1回ずつ受けつつ手直ししていくんですね。

一番大事なのは先ほど申し上げました、授業のやりかたですね。そこにわれわれの知識がどのように伝達していくのか。どのように反応があるのか。常にそれを見ながらいつも新しいものを目指していく。授業のやり方についてさらに工夫を凝らす。いろいろな機器を使うこともあるんでしょう。しかし機器に頼ると相手に伝わってきません。そのようなことをこれからもずっと続けていくんだらうなど考えております。実際、同僚同士で授業を参観することがあるんですが、こんなこと学部でやったことがない。よその憲法や刑法の先生の授業に私が行って何かチェックなん

かしようもんなら、何しに来たんだとあとで叱られそうですが、これをロースクールではやっている。お互いに欠点が見えてくるんですね。そういうことがとても大事で、しかも高等教育の中で進めていくことになるだろう。何か良いルールがないかと。これが日本は米国に続いて、苦しみがいろいろなことをしていくのだらうと思います。

山本 ありがとうございます。現状についてお伺いしました。ロースクールのことばかりでございますので、学部教育の方に論点を移してディスカッションを続けたいと思います。まず網中先生からお答えいただけたと思いますが、学部1・2年という学生に対しての教育上の留意点、特に3・4年に対する対比ということでお伺いしたいと思います。

網中 最初に申し上げたのですが、篠田先生の発言でショックを受けたので立ち直れないですね。学部1・2年はやはり法務研究科の授業を前提にして考えるならば、先ほど4つのキーワードとして専門性、総合性、原理性、国際性ということをおっしゃりました。そして先ほど篠田先生が実践性という言葉を入れられましたので、専門性、実践性というのがロースクールの役割だらうと思います。そのような場合に、これからの法学部はどのように専攻型のリベラルアーツに転換して行くのかと。実際その部分が学部1・2年ではかなり重要になるだらうと考えています。そして3・4年になりますと、どちらかという進路もはっきりしてきますので、そういう意味では特に法務研究科との連携が上手くいくように、また学部から来た者が法科大学院に行っても抜かれないようにきちんとした連携とすみ分けの授業を構築していかなければならないと考えております。

木村 今思いついたことでございますけども、1・2年、3・4年ということですが、1・2年のカリキュラムを見てみますと、基本的に科目が多すぎるのではないかという感じがいたします。例えば1年生に入った段階では、専門科目は講義を受けられるかどうかは別にしまして、1年間に6科目前後を受けて、徹底的に基礎的な法的な知識を習得する。こういうことがやはり必要だらうと。そして、1・2年生でそういう教育を受けた後、3・4年生で展開といいますか、今新たな社会情勢その他の流動的な価値観その他を判断し対応できるような判断能力、あるいは理論、論理性を勉強していくという段階に入っていくんだらうと思うのですが、どう

もカリキュラムが多すぎる。あるいは詳細すぎると言ってもいいかもしれませんが、もう少し、木を見て森を見ずというような法学の勉強の仕方をするのではなくて、法律全般の総合的な知識を身に付けていく必要があるのではないかと思います。そのためには1・2年生の時にはどのような法的な学習をするか。3・4年生でどのような考え方もつかというようなことが必要になってくるのだらうと思います。

先ほど、ソイファー先生からグローバルな考え方、知識というようなお話がございましたが、きっとここ10年、20年後にはもうグローバルを超えてスペース的な宇宙精神というようなものをわれわれは論じなければならないような時代に入っていくのではないかというような感じを受けておりますので、そういうものに対応できるような柔軟な考え方をコツコツと基礎から固めていくということがやはり必要ではないかと感じております。

篠田 本当にいい機会を与えていただいて、最後に学部の方をお願いをしたいのですが、先ほどの法学部と法務研究科が連携を組むという話ですが、これは誰もが賛成するわけで、私は早く具体的にチームを作ってやらないとダメだと思うんですよ。ある程度学部で訓練をして、ロースクールの講義をやるというところが学部教育の改善にもつながります。こういうようなことを早くやるのが一番大事なことで、そのためのシステムを開発するということが大事なんですね。それがなかなかかけ声ばかりで上手くいかないのが学者の世界なのかもしれませんが、そんなことを言っている暇はありません。毎年3000人の弁護士が日本の中に出てくるんですよ。3000人ですよ。あっという間に1万人を超えていくんですよ。この人たちが大都市に集まったら増えるに決まっている。そういう状況では法曹三者の世界も構造的に変わります。そして大学も変わる。ロースクールも変わる。学部も変わる。これからロースクールを出ていないと法律の先生になれないかもしれないですよ。そういった構造的な変化が間近に控えています。ちょうど少子化が間近にあるのに、ちっともわれわれが動かなかったから大変な目に遭った。同じことが今度は出てくると思うので、学部の方にたくさん人がいるのならば、ちゃんとシステムを作ってロースクールと協力していいものを名城大学としてきちんとやっていきたいと思います。

山本 内向けの話で耳の痛いところもあったのですが、法学部としても法科大学院

とよく連携できるようにがんばっていかねばならないと思います。法学部としてのお答えを網中先生、木村先生に助けていただきたいと思うのですが。

網中 今、篠田教授の言われた通りに、学部の教員と法務研究科の教員の連携ということは、当初からも当然予定していたわけですけども、なかなか授業の内容についての連携も難しい。そこが今後よい法曹人を養成していくということに不可欠なことだと思いますので、ぜひ法学部長の山本先生がリーダーシップを発揮されて、学部と法科大学院の連携を図っていただきたいと思います。そして、法学部と法務研究科との一体、連携、すみ分けを定期的に行っていただいて学部教育を変えていくということは私からも法学部長にお願いを申し上げたいと思います。

木村 それでは一言だけ。篠田先生のご指摘はまさにその通りだと思います。刑事政策を1時間担当させていただいているのですが、非常に重たいという感じが致しました。学部で講義する材料を基本的に携えていたのではとてもではないですが対応しにくいという点がございまして、おそらく他の研究科学の分野も同じような状況があるのだらうと思います。学部の先生方には、有機的な法務研究科との関連の下で、学生諸君にも良いサービスを与え、そして自分も良い刺激を受けて拡大的に科学的な研究あるいは思考の範囲を提供する、あるいは拡大していけたらと思っております。

山本 ありがとうございます。法学部教育のあり方について法務研究科長の篠田先生、それから網中先生、木村先生のお話をいただきました。今お話しいたきましたように、法学部が変わっていく方向性がある程度見えてきたのかなという気がしております。未修者の方が良くできるとか、法学部の学生が聞くと大変耳が痛い話だと思います。1年間でしっかりとした力を4年間分もってもらおう。法学部は4年間の時間が与えられているわけですから、どれだけ豊かな学生生活を過ごしているのかということになるわけです。求められるのは、おそらく基礎教育、あるいはお話の中にもありましたが、法律と文学などが非常に近い。そういったいろいろな素養をもって法学部時代にきちっと修得していけるかどうか。名城大学はご存知のように総合大学ですから、理系から、ご存知だとは思いますがノーベル賞候補もおりますし、それから経済、経営と文系学部もそろっております。学生にはそういう場を提供できるようになっているわけですから、あとはわれわれももちろん指

導しなければならぬわけですが、そういった機会を利用して、最大限度、大学生活で思う存分学んでいただけたらと思います。そういう方向性も1つの法学部のあり方だと思います。言い尽くせないところもございますけども、法学部の教員が今日は何人か来ておりますので、一緒に考えて法学部教育を進めていきたいと思っております。

大体お話ししていただいております、ソイファー先生に来ていただいておりますので、法学部のないアメリカにおきまして、ロースクールの法学教育でうまくいっている点と、改善する点がございましたらお話ししたいと思っております。

ソイファー 現在のアメリカのロースクールでの教育レベルに私は満足しているわけではございません。満足していませんと申し上げてもみなさん驚かれないと思いますが、みなさまの議論をお聞きしまして、いくつか申し上げたいことがございます。

先ほど、毎年輩出される新しい弁護士の数が今に1万人になるのではないかというお話がありました。もし、それが実現するようであれば、半ば冗談でおっしゃっておられましたが、グローバルな弁護士ではなく、宇宙を舞台にする弁護士にならなければいけなくなるのではないのでしょうか。弁護士の数が余っていることを解決しなければなりませんから。ハワイの場合には経済が推移する中、ロースクールの規模が非常に小さいということで需要に見合った適切な数の弁護士が活動しております。これはハワイの幸運な点だと思います。たびたびハワイでは弁護士がきちんと働く場所を見つけられるかというご質問をいただくのですが、就職先には困らないと言えます。

それから、都市部に住む貧しい方々にいかに法律サービスを提供するかということ、われわれが改善の努力をしている中で未だ解決していない問題であると考えております。貧しい方々にいかに法律サービスへのアクセスしていただくかという点ではいろいろなことをやって参りました。今でも実現できるプログラムが多くございます。その結果、私たちのロースクールの卒業生も無料で奉仕することもやっております。そうしたプログラムで1つ新しいプログラムとして、来年1月に公表しようと思っているプログラムがあるのですが、毎年夏にロースクールの学生を世界各地に送って人権関連の業務に従事させようというプログラムに外部からの資金

援助を受けることができるようになりました。世界に出て行って人権運動を行い、そして世界中で弁護士としての活動の場所を見つけていくことができることを期待しております。世界中で弁護士としての活動の場所を見つけるためには、ちょっとコネクションや紹介してくれるところがあれば、そんなにお金がなくても働く場所が見つかることができると考えております。ただ、そういうプログラムをやっても未だに問題を抱えていることは事実です。

それからもう1つ。過疎地域で活動される弁護士さんというお話には私は本当に感動いたしました。実はアメリカでも過疎地域で活動する弁護士の理想像という神話があるわけですが、どうも神話は神話のままで実現されていないという現状があります。こうした本当に良心的な弁護士さんが弁護士事務所という看板を掲げて、みなさんのお役に立つなら何でもしますというふうになってくれるようになればいいのですけども、そして例えば教育委員会の一員になったり、慈善活動に参加をしたり、あるいは人権サービスに参加をして地元に貢献するといった弁護士の理想像はアメリカにはあるのですがなかなか実現できない。しかし、そうした理想の弁護士像が実現できれば、それは弁護士にとって非常に充実した生活になるのではないかと考えています。

いくつかわれわれが抱えております問題をご紹介したいと思います。1つ目は単位認定の問題です。単位認定に関して認証を受けるということは、7年に1回の頻度で行われているのですが、それに準備をするために毎年データを集め全米法律家協会に提出しなければなりません。そこで集められたデータ、あるいは数値が今度はある雑誌社によってロースクールのランキング付けに利用されるというのが実情です。この大学のランキングというのは社会科学の一部というか、非常に人為的なところもあるのですが、しかし、ロースクールの学生たち、そしてその他の方々もこのランキングに頼るところが多いというのが事実であります。

それから先ほど申し上げた統一テストで偏差値が低いような学生、年輩の学生12人という枠を設けて、必ず全入学者90人のうち12人はこうした学生に枠を与えるシステムをとっています。このことによって、そのランキング付けにマイナスに影響が出るということも事実です。アメリカではやはりこのランキングというのが非常に重要で、あるいはビジネスになっているわけで、高いランクを付けても

らおうと多くのロースクールが多額のお金を拠出していろいろな策を講じていることも事実です。

それから、お金の面でわれわれが抱えるジレンマにご理解いただきたいと思います。ロースクールに入るにはたくさんのお金が要るのですが、そのお金をどこから手当てするかということが大きな問題となってくるわけです。90年代半ばから後半にかけて、私はボストン・カレッジ・ロースクールの研究科長をしていた時期があったのですが、当時このロースクールの学生たちが、修了段階で抱えている負債が1人あたり10万ドルという数字が出ておりまして、この数字に私は非常に悲しい思いを抱きました。というのも、高いロースクールですと、1年間にかかるお金が4万ドルを超えるというケースもある。こうした借金を背負ってしまって社会に出ると、農村とか偏狭の地に行って弁護士をやるとするのは到底できないということになってしまいます。卒業後、良い仕事に従事できればもちろん良いのですが、しかしそうしたローンを抱えたまま社会に出て行くと、そのような志をもった弁護士になるのは難しいというわけです。私たちのロースクールはハワイ州立ですので、かかるお金がそれ程多くはないわけですが、それでもかなりロースクールを卒業するまでに負債を抱えてしまう。それから住居費も高いということで、ロースクールに在籍する学生たちの経済状況は難しくなっていく。特にロースクールを出てその後きちんと生計を立てるだけの暮らしを確立することが難しくなっているということです。

それから、これは嬉しい問題なのですが、ハワイというのはみなさん方の憧れの地のようで、多くの関係者が私たちハワイ大学と提携を結ぼうというお話をもらっていらっしやいます。その中でわれわれとしては本当に頼れるパートナー探しを堅実にやらなければいけないのですが、われわれがその点では判断を間違わなかったことは、名城大学をパートナーに選んだことでそれはお分かりになることだと思えます。ですから、難しい問題でも嬉しい問題でも、名城大学の例もあるとおり、私たちは本当に上手く解決してきたと考えております。

山本 どうもありがとうございました。時間もかなり迫って参りましたので、最後の論点を議論したいと思います。研究者の養成ということでございますけれども、日本のこれまでの研究者養成の紹介を木村先生にお願いいたします。

木村 それでは簡単にお話し申し上げます。文系に関してざっとお話しさせていただきませんが、日本の学校制度はご承知のように6・3・3制、それから大学4年ということになっております。そしてその後、研究者としてさらに研究・勉強を進めていく場合には大学院に進学するわけですが、その大学院は博士前期課程と、博士後期課程に分かれております。博士前記課程、修士課程とも呼ぶ場合があったわけですが、修士は2年、博士が3年ということですので、合計で5年かかるということになります。したがって、学部からストレートで学習して参りますと、22歳で卒業して、大学を博士課程まで出ますと5年余計にかかるわけですので、修了するまでに27歳まで勉強しなければならない。こういう形になっているわけですが、この学校制度が果たして望ましいのかどうかですが、世界各国との比較その他が最近なされておりますけれども、改善する必要があるのであれば改善していかなければなりません。

法務研究科というところは、大学、学部を出まして、既修者の場合ですと2年間勉強をして司法試験を受けるということになるわけです。これを修了した後、さらに博士後期課程に入ってさらに研究・勉強するということができるという制度になっております。大学によってはロースクール、法務研究科ができた時に、修士課程を廃止してしまった大学もございます。博士課程だけ、あるいは法務研究科はあるけれども、修士課程はもっていないというような大学も中にはあるわけです。

これはおそらく将来においては改善されなければならない点だろうと私は考えているわけですが、どこに問題点が出てくるかといいますと、確かに法務研究科というのは一生懸命勉強しますし、実務に対しての素養といいますか、学識や知識、そういうものは十分に備えると思いますが、新たな社会的な動向に対してどれだけ柔軟な発想と解決策を考えさせていくことができるかという点で、やはり法務研究科の上に博士課程といいますか、あるいはアドバンスト・リーガルに対する、高度な研究を行う研究所にしていくということが必要になってくるだろうと考えております。

だいたい日本の学制は、社会を映しながら制度化されてきたものだと思います。今後おそらく大きな社会的な変革というようなものが出てくるだろうと思えますので、大学制度そのものも大きな変化が起こってくるのではないかと思います。

す。それに対してどう柔軟な対応をしていくか。ヨーロッパの大学は今年だいたい800年とか900年を迎えるということだそうですが、われわれがいまだ見習うような点は十分にそういった大学にもあるのではないかというような感じをもっているわけです。

山本 ありがとうございます。それではアメリカでの研究者養成過程をご紹介いただけますでしょうか。

ソイファー いろいろな形があるわけでありまして、全部を網羅できませんので、その中で基本的な形だけお話ししたいと思います。またそのバリエーションに関しては私の説明を参考にしていただけたらと思います。基本的に学部に至る段階までは、アメリカも日本と同じです。その後、法律の研究者になりたい者はどうなるかということですが、実体験を例に出したいと思います。私も教職に就きたいと考えていました。そこで、通常の博士課程に行くか、ロースクールに行くかということで少々迷ったのですが、結局ロースクールに行くことに決めました。この選択は正しかったと思います。というのも、私の時代にはロースクールに行くことでJDの学位を取ればその後の就職が比較的容易だったわけですね。ですが、それが段々難しくなっているわけです。現在どのようになっているかというと、ロースクールを出てJDの学位を取った後で、通常は1年か2年、裁判所でク拉克という仕事に就きます。ついた判事の知名度が高ければ、その後キャリアが有利になるといって、少々おかしなこともあるのですが、そのような形になっております。通常、裁判所でク拉克というのは1年か2年間仕事をするようになります。場合によっては2年の間に1年目は州の裁判所で経験を積んで、2年目は連邦裁判所で経験を積むという場合もあります。そのような形で、実際に裁判所で法律の運用・適用等に関して学ぶ。そして法曹の仕事をした後で、場合によっては政府の仕事に就くとか、あるいは弁護士として仕事をする人もいます。その後、JDの学位をすでに取っている人たちのためのフェローシップ、研究員のポストが提供されています。そのフェローシップという機会を利用して、例えばPhDのカウンセリングのコースをとったり、SJDという法学博士のコースを取ったりという形になります。現在このような形で研究者の養成がなされているわけですが、PhDの学位に少々重きを置きすぎではないかというような批判があります。ワシントンDC裁判所の著

名な判事であるケリー・エドワーズは、ローレビューの論文で、現在のあり方に批判を投げかけています。

実際に教職に就いてから、私が感じた大きな変化について述べたいと思います。世界に門戸が開かれたといいますが、過去10年ないし20年の間、諸外国から非常に言語能力に長けた方がアメリカに来てトレーニングを積んだ上で母国に戻って教職に就くということもありますし、逆にアメリカから世界に出て修練を積んでその国で教職に就くということもあります。

山本 ありがとうございます。それでは時間も残り15分弱ということになりましたので、総括ということでお話を伺って参りたいと思います。先生方に一言ずつお話をいただきたいと思いますが、篠田先生と木村先生には、法曹養成としての法学教育と一般教養としての法学教育、その共通点と相違点についてお願いいたします。網中先生には、名城大学の課題、ハワイ大学との交流の今後の展望についてとお願いいたします。ソイファー先生には、日本の法学教育に対する全般的なコメント、名城大学の交流の今後の展望についてと一言ずつお願いいたします。

篠田 法学部の教育とロースクールの教育とすみ分けというのはすでに出ているわけですが、おそらく手法そのものが違うのではないかと思います。それから将来の法曹。ロースクールを出た後ですべての者が法曹になるというわけでもない。企業内の法務部や知財関係、あるいは公正取引委員会とか法務省などの立法作業、労働委員会などの審判とか、ほとんどが弁護士を使わない。日本の学部教育と博士課程が従来のような形でそのまま続くというのであれば、ロースクールの学生が学者になろうとすれば当然海外に出ることになって、日本にはいない。そのようなことも視野に入れながら、学部生が法律学を勉強する時に考えてほしいことはこういうことではないかと思います。

よく企業、メーカーの社長や会長たちはこう言うんです。文系の学生にとって大切なもの、知っておいてほしいものは2つだと。1つはアカウンティング、会計。1つはローだ。企業活動というものに法律がないと大変なことになって、会社が潰れてしまうことがたくさんあるのです。ロースクールに行かなくても、それぐらいの対応ができる、すぐ対応ができる、訓練をすればできるような基礎的な知識を身に

付けることが大事だと。ロースクールは目的がはっきりしています。まず司法試験に受からなければいけない。その先の展望としていつも希望をもっていなければいけない。受かっても単なるバッジが手に入るだけです。全然役に立ちません。その先に自分は一体何になるのか。その辺をきちんと答えるためにロースクールでの勉強が必要になってくる。平均的に得点するのではなくて、やはり得意なものを作らなければならないわけですね。学部でも同じことが言えるのではないかと。先ほどありましたように教養というか、文学者の名前が出たときに文学者の名前、文学の内容や音楽の内容が、あるいは何かの機械や科学的な映像が出てくるような人であってほしい。きちんといろいろなものが読めるようになってほしい。それが今の既修者の人にも未修者の人にも最低限求められることだと思います。あとは青年らしく元気でいてほしい。木村先生いかがでしょうか。

木村 篠田先生にまとめていただいたようですが、付け加えさせていただきますと、おそらくこれからわが国も多様化していくと思います。それは人間的にも多様化の時代を迎えるだろう。おそらくアジア、東南アジア、それから北東アジアからもっとたくさんの人たちが日本を目指して来てくれるだろうと思いますし、また入って来られるだろうと思います。そうしますと当然基本的に社会を形作っている社会規範というようなものが動揺する時代を迎えるだろう。そういうモラルパニックと呼ばれるような状況が起こってきた時に、頼りになるのは誰かということになりますと、基本的には法的な知識をきちんともったロイヤーであるし、あるいはその他の実務家であると思います。そういう意味で今篠田教授がおっしゃったように未知との遭遇があった場合に慌てふためかないでいように十分な適応性と柔軟性に対応能力をもつような人間性をもっていただきたい。それは学部であろうが、法務研究科であろうが、その他のポスト・グラデュエートであろうが基本的には変わらないだろうと思います。そういう学生のみなさんと一緒に研究・教育を進めていく教員の立場としましては、先ほどから評価のことが言われていますが、裁判官も評価がなされている時代ですので、私ども実際に仕事をしていて何も恐れることはない、自分で通常行っている研究、あるいは教育というものに胸を張って行っていけば十分に対応できると。そういう先生方が学部がたくさんおられる。篠田研究科長はぜひ学部と有機的な係わりをもちながら名城大学の法務研究科を活性化し、より良い

ものにしていきたいと思っていらっしゃるわけでしょうから、私もそういう形で法学部の発展を考えていけばいいのではないかと、またそういうことを理解した学生諸君に入って来ていただきたいと感じております。

網中 私に与えられた課題は、名城大学の国際交流、特にハワイ大学との10年を契機にした交流のあり方ということだと思います。先ほどソイファー先生から、世界各国から申し出のある中で、名城大学の法学部を選び、学部間協定を実施してきたということをおっしゃっていただきました。ハワイ大学ロースクールはかなり高いレベルにあるということも伺いました。そういう時に、名城大学の国際交流がどうあるべきかということなのですが、本日、そこに常勤理事がおられますし、先ほどまで学長がおられたのですが、私も経験上いろいろなことを考えてきました。ぜひ学長にお伝えしたいと思うのですが、本学の国際交流は、ハワイ大学を含めてかなり多くの大学と協定を結んでいる。そして、そのほとんどが一流の大学と協定を結ばせていただいているわけで、名城大学と協定を結んでいるの？と思われるぐらいの大学が多々あります。例えば中国の清華大学という大学に私も4月に小高先生に連れて行っていただきました。ここは中国では理系ではナンバー・ワン、文系でも北京大学と並んで評価が高いという大学でございます。その大学と名城大学法学部が学部間協定を結んでいる、これはハワイ大学と全く同じなのですが、それからタイに王立でチュラロンコン大学という大学。これは池原常勤理事と私が訪問したことがありまして、時々日本でもテレビや新聞に出る大学でございますけれども、こういった質の高い大学と協定を結んで交流をしているわけですが、名城大学の国際交流には問題点が2つあるのではないかと思います。

1つは、そういう協定がどのように成り立っているかということ、実は教授の力量によって成り立っている部分が大多数であるわけです。要するに、特定の教員がそのような大学との協定を働きかけながら協定までこぎつける。ところが、そういう人たちが去った後どうなるのか。名城大学には国際交流センターがありますので、組織的な対応をぜひそちらでやっていただきたい。こういうことでないと結局、協定を結んでいただいてもそれで終わってしまいます。台湾大学とも協定を結ばれて学部長が行かれたようですが、こういった大学はだいたい日本の大学では国立大学しか協定を結んでいないんですね。ですからぜひ、教授の力量から組織的な協定の

実施を進めていただきたい。そのためにはどうしても学校法人の力が必要ではないかと思えます。なぜかという、受け入れる側として、先方の大学の先生がいらっしゃる。あるいは、特定の研究分野で協力するといった場合も、相手方の先生が来て日本で年に数日という期間、共同研究をするといった時に受け入れる施設が非常に乏しいという点でなかなか意を得ない。

さらに言うと、教員レベルの研究の協定のみならず、学生を含めた交流、あるいは先生方にハワイ大学で毎年名城大学大学院の授業をやっていただく。そういった学生の交流ということも実は大変重要なことではないかと考えております。

また、モロッコ王立のアル・アハウィンという王立の大学へ行ったことがあるのですが、ここは全寮制の大学で受入施設が非常にきちんとしている。その時に日本から二人の学生が来ておりまして、話をする機会がありました。その学生は関西外国語大学の学生でしたが、この大学は1700名ぐらい日本から海外に送り出していて、2000名ぐらい日本に受け入れている。この大学は単科大学で学科が非常に分かれているということですが、そこまでは要求しないとしても、名城大学も国際交流の基本的な方針・内容を示していただきたい。

今後もハワイ大学とは、10年を機にさらに先生方に来ていただいて、学部やロースクールの学生に授業をやっていただくということが続けていただきたいと思えます。それ以上に日本の学生がハワイにも行き、ハワイの学生が日本にも来ることができるよう幅広い交流にこれから発展すると思えます。伊川先生が今後継続していただけると思うので、そういう意味での後押しをぜひ学校法人としてお願いをしたいと思えます。

山本 どうもありがとうございました。それではソイファー先生のコメントをよろしく願います。

ソイファー 全般的なコメントと、今後の交流の展望という2つのテーマについてでしたが、全般的なコメントに関しましては、私はそれほど日本の現状をよく知っているわけではありませんし、私の知識というのは名城大学との交流から得たものと本日ここでみなさんと席を共にして得たところがほとんどでありますので、申し訳ありませんが全般的なコメントは申し上げにくいと思えます。

しかし、この交流の展望ということに関しましては、われわれのこれまでの交流

が今後、実り豊かなものになると考えております。それは何よりも、この交流事業に参加しているみなさんの質の高さや、みなさんがそれぞれ実行しているさまざまな交流のための取組み、そして個人レベルでの卓越した関係のお陰だと思えます。交流関係にしろ、最終的には個人のレベルでしっかりとした関係を築いていくところが非常に重要になっていくと思えます。こうした中で、すでにある関係でわれわれはお互いにビジョンを共にしながらこの交流を続けることができていると考えています。

そして、この交流関係の中には研究者のレベルのものもありますが、網中先生がおっしゃったように学生同士での交流も重要だと考えております。ハワイというのは人々の言語的スキルや文化面において多様であり、異国の文化に対して寛容であるということから、外からいらっしゃるみなさんにとって過ごしやすい都市圏だという誇りがあるということで、非常に魅力的な土地です。このような良い環境に恵まれたお陰で、われわれは良い交流関係を築くことができます。

今後のわれわれの交流ということに関しては、原石のようなものがあるとして、それをわれわれの手で磨いていく。そしてそのようなことを通じてさらに原石を大きく育ててより良いものにし、その輝きを増していくことができると考えております。われわれとしてはすでに名城大学との間に築きあげている関係を共通の目的に則り、さらに推し進めて多くの成果を上げていきたいと考えております。本日はありがとうございました。

山本 ありがとうございました。時間は16時45分までとなっておりますけども、この際でございますので、何かご質問等ございましたら願います。ないようでしたらこれで終了させていただきたいと思えます。もし質問等がございましたら、ソイファー先生へのご質問でしたら伊川助教から質問させていただきますし、法科大学院のことでしたら大学からご説明いたしますので後日願います。本日はどうも大変長い時間ご清聴いただきまして誠にありがとうございました。

(司会) 佐藤 コーディネーターの山本先生、パネリストの先生方、本当にありがとうございました。もう一度拍手をお願いいたします。

それでは最後に閉会のあいさつを小高教授より願います。

小高 長時間みなさんお疲れになったと思えますけども、ありがとうございました。

初めて法律の話を聞く人、それから初めてアメリカの法律の話を聞く人がいると思いますので、少しだけ補足的にコメントさせていただきます。

最初に、rule of law、法の支配という概念をソイファー先生が説明されました。それはおそらくみなさん方ご存知ないかと思いますが、似た言葉はみなさん良く知っていると思います。法治主義、法治国家ですね。それらと似たような感じです。すなわち法治主義、法治国家というのは、ヨーロッパ、特にドイツでできた考え方です。内容は難しいのですが、これは議会が作った法律に基づいて、国・政府が動いていくという考え方です。これに対して、rule of law、法の支配というのは、イギリスのダイシーという憲法学者が、ヨーロッパの国と比較しながらイギリスの法制度の優越性をいうために使った考え方なんです。イギリスとアメリカは判例法の国、common law の国といいまして、個別的な裁判の中で裁判所が判決を下していく。そういうものがずっと積み重ねられて、その中で法原則を生み出していく。それに基づいて社会を動かしていこうという考え方をもっているんですね。

アメリカのロースクールというのは、判例、判決を分析しながら勉強していく。そういう学校なんです。ロースクールというのは今日の議論でわかりましたように専門家教育を行う学校です。詰め込み教育します。徹底的な積み込み教育です。ただ、日本で詰め込み教育というと悪い印象を持ちます。つまり、ただ単に1つのことを覚えさせるだけだと。アメリカのロースクールでの詰め込み教育は、考えさせながら修得させるというところに違いがございます。

日本では法学部で法律学の教育が始まります。アメリカの人たちと話しておりまして、学部で法律の教育をすると良い面があるということをいいます。なぜかと言いますと、先ほど篠田先生がおっしゃいましたように、日本では法学部の出身者がいろいろな社会に行きますから、会社員でも契約についてある程度のことはわかります。アメリカでは法律家以外はわかりません。そういう意味では学部での法律の教育というのは大事なことなんです。それをどのようにしていくかというのが今日のテーマでした。みなさん、ぜひそういうことも勉強してください。

最後に1つ、おかしなことを言いますね。アメリカでは学生が卒業した時に借金を抱えているというお話がありました。日本では大学教育はみな親掛かりです。少なくともそうだと思っています。アメリカではほとんどの学生が自分で奨学金を受

けるとかローンを組んでロースクールに進みます。こういう違いがあります。ですから今日のテーマとは関係ありませんけども、ソイファー先生が触れられましたので少しお話しておきます。どうも長いことご苦勞様でした。また何かの知識になってくれれば幸いです。どうもありがとうございました。

(司会) 佐藤 最後にアナウンスをさせていただきます。本日ここにお集りの方々のうち25名は、本学の附属高校の3年生で、来年4月には名城大学法学部に入学する予定の方々です。彼らが本日のシンポジウムどのように聞いていただいたかということについては、4月以降どういふふうになっているか楽しみにしております。

それでは本日のシンポジウムは以上をもちまして終了させていただきます。みなさま方本当にありがとうございました。